

平成23年9月1日  
事務連絡

各縣市災害復旧費担当課（室） 御中

東北厚生局健康福祉部健康福祉課

保健衛生施設等  
社会福祉施設等 災害復旧費に係る机上調査の実施について（10月3日～11月2日分）

標記について、下記のとおりご連絡致しますので、よろしくお願いたします。

#### 記

#### 1. 日 程

○別紙1のとおり

#### 2. 場 所

○別紙2のとおり

#### 3. 机上調査の実施体制

○査定官として東北厚生局から2名程度、及び立会官として財務局より派遣される担当官1名により実施します。

#### 4. 机上調査対象施設の選定について

○別紙1及び別紙1-2に基づき、各縣市において調査対象施設を選定いただき、次の期限までに、別紙3により登録願います。なお、今回は机上調査に限って実施いたしますので、1箇所の協議額が7億円を超えるものについては、次回調査（11月7日～12月上旬）時に登録して下さい。

○社会福祉施設等と保健衛生施設等の割り振りについては、別紙1のスケジュール表において指定のない限り、担当部局間で調整のうえ協議件数等に応じて適宜日程を組んで下さい。なお、11月7日（月）以降の調査予定については、後日改めてご連絡いたします。

机上調査実施期日	調査対象施設一覧（別紙3） 及び協議書の提出締切日
10月3日～10月7日実施分	9月22日（木）まで
10月11日～10月14日実施分	9月30日（金）まで
10月17日～10月21日実施分	10月7日（金）まで
10月24日～10月28日実施分	10月14日（金）まで
10月31日～11月2日実施分	10月21日（金）まで

## 5. 協議書の再提出について

○協議書につきましては既にご提出いただいているところですが、調査の円滑な実施を図るため、「6. 協議書についての留意事項」を参考に再度精査の上、次の期限までに、差替、追加済の協議書を5部、別紙4によりお示しした提出先に提出願います。

○また、保健衛生施設等災害復旧費における「別紙様式2（協議書表紙）」（※1）、及び社会福祉施設等災害復旧費における「様式第2号（協議書表紙）」（※2）については、調査の円滑な進行のため【注意・記載例】を参考に再度作成いただき、電子メール（宛先：[fukkyuuhi-th@mhlw.go.jp](mailto:fukkyuuhi-th@mhlw.go.jp)）により、別紙様式2及び様式第2号の電子媒体（PDFは不可）を事前に提出願います。

※1. 平成23年5月18日健総発0518第2号「東日本大震災に係る保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について」の別紙「東日本大震災に係る保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領」より

※2. 平成23年4月26日雇児発0426第2号・社援発0426第5号・老発第0426第1号「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の協議について」の別紙「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」より

## 6. 協議書についての留意事項

○被害箇所の特定制とその被害箇所における修繕工法及び経費内訳が円滑に確認できるよう、図面、写真及び見積書等に、共通の番号又は記号を付して下さい。

また、これまでの机上調査において、協議に必要な写真が不足していたり、無関係の写真が混在していることにより調査に支障を来すケースがありましたので、各種資料は過不足無く用意願います。

○修繕済施設の場合は、被害状況（破損等の状態）、及び修繕後の状況（復旧後の状態）のそれぞれが分かる写真を必ず添付して下さい。

また、請求書等のほか工事の内容が分かる資料も添付することとし、協議額に変動が

生じた場合は、別紙様式2の金額を修正して下さい。

やむを得ない事情により写真を添付出来ない場合には、事前に当局までご相談下さい。

- 見積書については、可能な限り3者以上の見積もりを添付願います（複数者の見積もりが無い場合は、その理由をお伺いします）。
- 再度精査いただくうえでの一助として、当局において別紙5「事前チェック表」を作成しました。提出に当たっては、各施設における自主点検の徹底を促すとともに、各縣市においても提出時に再度点検をお願いします。

## 7. 諸準備について

- 机上調査当日は、管内施設所在地一覧（地図）、所在地域の単価表（資材・労務）、被害状況、積算根拠などが説明できる資料を持参して下さい。  
なお、保健衛生施設等災害復旧費において、申請者が民間立の施設の場合には、陪席いただく各縣市においてご用意願います。
- 復旧費所要額を算出する際に着目する主な点を、別紙6のとおり例示しますので、各縣市及び施設等において協議書を精査する際の参考にしていただき、十分な準備をお願いします。

## 8. 机上調査の流れ

○机上調査は協議書ごとに行います。現在想定している流れは次のとおりです。

- ①各縣市（直接補助事業にあつては補助事業者。以下各縣市等とする）から施設の被害状況と工事内容及び復旧費所要額の経費内訳等を説明。
- ②査定官と立会官により、質疑終了後、復旧費所要額を算出。
- ③査定官より各縣市等へ上記②による復旧費所要額を伝達。

注：机上調査の場で復旧費所要額を決定しますので、質問に対しては全てその場で説明できるよう準備して下さい。

## 9. 対象施設職員又は施工業者の同行について

○対象施設職員又は施工業者の同行については差し支えありませんが、各縣市担当者を含む説明者側の合計が5人以上になる場合は、事前にご相談下さい。

### 【本件問い合わせ先】

〒980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20  
花京院スクエアビル13階  
厚生労働省 東北厚生局 健康福祉課  
健康福祉係長 川本 純弘  
主査 奥貫 仁  
TEL：022-726-9261  
FAX：022-380-6022  
E-mail：[fukkyuuhi-th@mhlw.go.jp](mailto:fukkyuuhi-th@mhlw.go.jp)